

畜 第 1023 号
平成 31 年 3 月 12 日

一般社団法人岩手県獣医師会長 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



飼料添加物「リン酸タイロシン」の指定取消しについて
このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、貴会会員に対し周知をお願いします。

【振興・衛生担当 主査 福成 TEL : 019-629-5729】



写

事務連絡
平成31年3月11日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

飼料添加物「リン酸タイロシン」の指定取消しについて（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

飼料添加物「リン酸タイロシン」については、本年2月5日農業資材審議会から指定を取り消すことについて適当であると答申を得たことから、本年4月を目途として改正省令及び告示の公布を行い、5月1日に施行し、飼料添加物としての使用を禁止する予定です。

改正省令等の施行日（以下「施行日」という。）以降に、農家が誤ってリン酸タイロシンを飼料添加物として含有する飼料を使用することを防止するためには、販売業者等の流通段階や農家段階の在庫が施行日までに確実に解消されていることが必要となります。

このため、本件について別添のリーフレット等を御利用頂き、関係者への周知及び指導をお願いいたします。その際、リン酸タイロシン含有飼料は、豚用飼料として、ホームセンター、ペットショップ、ネット通販事業者（EC事業者）等においても販売されている場合がありますので、最終的な販売業者が、できるだけ速やかに販売を中止できるよう、販売業者に対するご指導をよろしく願いします。また、必要に応じ、最終的な販売業者から購入者に対し、施行日以降は使用できないことを伝達するよう、ご指導をよろしく願いします。

なお、飼料製造団体及び飼料販売業者等には、別紙のとおり依頼していることを申し添えます。

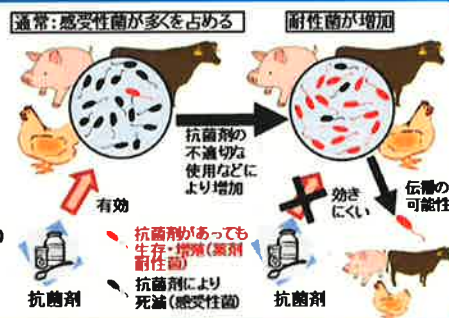
飼料添加物「リン酸タイロシン」の指定取消しについて

—薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直していきます—

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

薬剤耐性対策の推進

抗菌剤の使用により増加した**薬剤耐性菌**（抗菌剤が効かない細菌）は、**人や家畜の治療を困難に**します。この問題は国際的な重要課題となっており、わが国も「**薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン**」を策定し、政府として薬剤耐性対策の取組みを進めているところです。



薬剤耐性問題と畜産との関わりは?

抗菌剤は動物用医薬品のほか、**家畜の増体や飼料効率の向上**のために飼料に混ぜて与える**飼料添加物**として、使用されています。家畜への抗菌剤の使用により増加した**薬剤耐性菌**が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

飼料添加物のリスク管理措置について

農林水産省では、食品安全委員会のリスク評価において**人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤**については、**飼料添加物としての指定の取消**を行っています。

そのため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価された**リン酸タイロシン**の飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止します（平成31年5月1日施行予定）。



また、リン酸タイロシンの使用を禁止した時に**農家段階でタイロシン添加飼料が残らないよう**、販売店や農家での在庫を使い切るように、飼料工場での製造を中止することを要請しました。

平成31年5月1日以降、タイロシンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると**飼料安全法違反**となりますので、ご注意ください。

～薬剤耐性（AMR）対策を紹介する動画を掲載しています～



Vol. 1
AMR対策のポイント
(獣医師、生産者向け)



Vol. 2
抗菌剤の慎重使用
(獣医師向け)



Vol. 3
薬剤感受性試験
(獣医師向け)



薬剤耐性対策の詳細は、農林水産省HP及びyoutube（動画）に掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質

農林水産省 AMR 動画

検索

(動画)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

(動画) http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/amr_movie.html

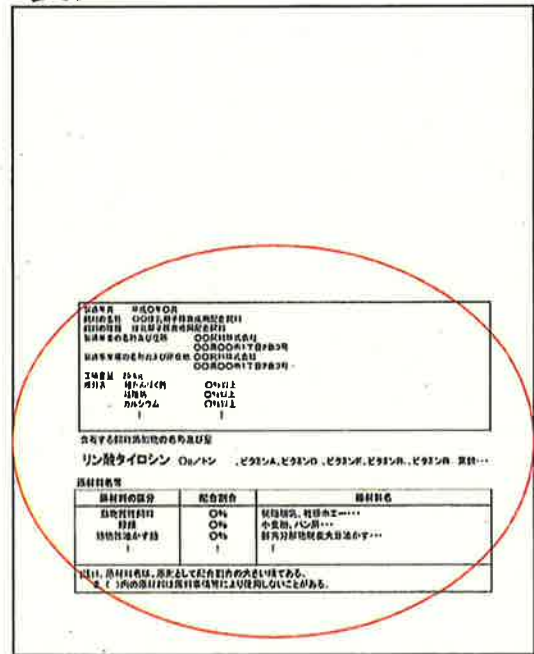


リン酸タイロシン添加飼料の例

表面



裏面



裏面の拡大

製造年月 平成〇年〇月
 飼料の名称 ○〇ほ乳期子豚育成用配合飼料
 飼料の種類 ほ乳期子豚育成用配合飼料
 製造業者の名称及び住所 ○〇飼料株式会社
 ○〇県〇〇市1丁目2番3号
 製造事業場の名称および所在地 ○〇飼料株式会社
 ○〇県〇〇市1丁目2番3号

正味重量 20 kg
 成分表 粗たんぱく質 ○%以上
 粗脂肪 ○%以上
 カルシウム ○%以上
 ……

リン酸タイロシンを添加した飼料は、こちらに記載されています。

含有する飼料添加物の名称及び量

リン酸タイロシン 〇g/トン、ビタミンA、ビタミンD₃、ビタミンE、ビタミンB₁、ビタミンB₆、葉酸…

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原材料名
動物質性飼料	〇%	脱脂粉乳、乾燥ホエー…
穀類	〇%	小麦粉、パン屑…
植物性油かす類	〇%	酵素分解物脱皮大豆油かす…
…	…	…

(注)1. 原材料名は、原則として配合割合の大きい順である。
 2. ()内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。

写

事務連絡
平成31年3月11日

飼料添加物製造団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

飼料添加物「リン酸タイロシン」の指定取消しについて（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

飼料添加物「リン酸タイロシン」については、本年2月5日農業資材審議会から指定を取り消すことについて適当であると答申を得たことから、本年4月を目途として改正省令及び告示の公布を行い、5月1日に施行し、飼料添加物としての使用を禁止する予定です。

貴会から、飼料添加物「リン酸タイロシン」の製造・輸入を行う意思がない旨の報告を受けていますが、農家が誤ってリン酸タイロシンを飼料添加物として含有する飼料を改正省令等の施行日（以下「施行日」という。）以降に使用することを防止するためには、販売業者等の流通段階や農家段階の在庫が施行日までに確実に解消されていることが必要となります。

このため、飼料添加物製造メーカーの皆様には、飼料添加物「リン酸タイロシン」の製造・輸入・販売を行わないよう、お願いいたします。

写

事務連絡
平成31年3月11日

飼料製造団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

飼料添加物「リン酸チロシン」の指定取消しについて（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

飼料添加物「リン酸チロシン」については、本年2月5日農業資材審議会から指定を取り消すことについて適当であると答申を得たことから、本年4月を目途として改正省令及び告示の公布を行い、5月1日に施行し、飼料添加物としての使用を禁止する予定です。

別添のとおり、飼料添加物のメーカーは、飼料添加物「リン酸チロシン」の輸入・製造を行わない旨の報告を受けていますが、農家が誤ってリン酸チロシンを飼料添加物として含む飼料（以下「チロシン添加飼料」という。）を改正省令等の施行日（以下「施行日」という。）以降に使用することを防止するためには、販売業者等の流通段階や農家段階の在庫が施行日までに確実に解消されていることが必要となります。

このため、飼料メーカーの皆様には、チロシン添加飼料の製造を終了するとともに、最終的な販売業者が、できるだけ速やかに販売を中止できるよう、取引先（最終的な販売業者及びそれに至る中間の業者を含む）に確実に周知いただくようお願いいたします。

平成30年11月2日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課 飼料安全基準班長 殿

一般社団法人日本科学飼料協会

飼料添加物（リン酸タイロシン）の指定の見直しについて（回答）

平成30年10月23日付けにてご依頼いただきました、飼料添加物（リン酸タイロシン）の今後の製造・輸入に関する意思確認に関しまして、本会会員に対する意思確認を行った結果、いずれの会員からも、今後、リン酸タイロシンの製造・輸入を行う意思がある旨の回答はなかったことを報告します。



事務連絡
平成31年3月11日

飼料販売業者団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

ホームセンター及びペットショップ等で販売されるリン酸タイロシン
添加飼料について（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

抗菌剤が効かない細菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、平成28年4月に策定した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。畜産分野において、抗菌剤は、動物用医薬品のほか、飼料の栄養成分の有効利用の促進を目的とした飼料添加物として利用されています。

農林水産省は、薬剤耐性対策の一環として、別添リーフレットのとおりに、リン酸タイロシンの飼料添加物としての指定を取消し、5月1日より使用禁止とする予定です。

飼料添加物であるリン酸タイロシンは、別紙1のように、豚用飼料に添加されている場合があります。そのため、改めて、広く関係者に注意をお願いしているところです。貴会におかれましても、このことについて、該当する飼料を販売している可能性のある会員各社に対し周知いただくようお願いいたします。

なお、飼料販売業者の届出を受けている都道府県及び飼料製造業者の団体に対し、別紙2により依頼していることを申し添えます。

消費・安全局畜水産安全管理課
担当者：飼料安全基準班 古川、落合
代表：03-3502-8111（内線 4546）
ダイヤルイン：03-6744-1708
FAX 番号：03-3502-8275

別添、別紙 1 及び別紙 2 略



事務連絡
平成31年3月11日

ECサイト運営会社の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

ホームセンター及びペットショップ等で販売されるリン酸タイロシン
添加飼料について（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

抗菌剤が効かない細菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、平成28年4月に策定した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。畜産分野において、抗菌剤は、動物用医薬品のほか、飼料の栄養成分の有効利用の促進を目的とした飼料添加物として利用されています。

農林水産省は、薬剤耐性対策の一環として、別添リーフレットのとおり、リン酸タイロシンの飼料添加物としての指定を取消し、5月1日より使用禁止とする予定です。

飼料添加物であるリン酸タイロシンは、別紙1のように、豚用飼料に添加されている場合があります。そのため、改めて、広く関係者に注意をお願いしているところです。このことについて、該当する飼料を販売している可能性のある貴社のサイトに出店しているホームセンター、ペットショップ等に対し周知いただくようお願いいたします。

なお、飼料販売業者の届出を受けている都道府県及び飼料製造業者の団体に対し、別紙2により依頼していることを申し添えます。

消費・安全局畜水産安全管理課
担当者：飼料安全基準班 古川、落合
代表：03-3502-8111（内線 4546）
ダイヤルイン：03-6744-1708
FAX 番号：03-3502-8275

別添、別紙 1 及び別紙 2 略



事務連絡
平成 31 年 3 月 11 日

生産者団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

飼料添加物「リン酸タイロシン」の指定取消しについて（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

抗菌剤が効かない細菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、平成 28 年 4 月に策定した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。畜産分野において、抗菌剤は、動物用医薬品のほか、飼料の栄養成分の有効利用の促進を目的とした飼料添加物として利用されています。

農林水産省は、薬剤耐性対策の一環として、別添リーフレットのとおり、リン酸タイロシンの飼料添加物としての指定を取消し、5 月 1 日より使用禁止とする予定です。

すでに、リン酸タイロシンを飼料添加物として含む飼料（以下「タイロシン添加飼料」という。）は、製造していないことを確認していますが、リン酸タイロシンの指定が取り消されますと、タイロシン添加飼料を販売・授与のために製造・保存する、又は使用することは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に違反することとなりますのでご留意いただくとともに、本改正内容について貴管下関係者に対する周知徹底に御協力をお願いいたします。

農家の皆様へは別添のリーフレット等を御利用頂き、5 月以降はタイロシン添加飼料を家畜に給与できないこと、4 月までに在庫を解消する必要があること等について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

別添 略